

(別表)

	売払い①	売払い②	貸付け①	貸付け②
具体的事例	民間委譲の対象となる事務・事業が一棟の庁舎全体を使用している場合には、一棟全体を用途廃止して売払いをすることが可能。	複数棟で行われている民間委譲の対象となる事務・事業を一棟に集約し、民間委譲時に国が使用する棟と完全に区分することができる場合には、その棟について用途廃止のうえ、売払いをすることが可能。	民間委譲の対象となる事務・事業が一棟の庁舎全体を使用している場合には、一棟全体を用途廃止のうえ、貸付けをすることが可能。	民間委譲の対象となる事務・事業が庁舎の一部のみを使用している場合には、その一部について用途廃止のうえ、貸付けをすることが可能。
土地の取扱い	用途廃止のうえ、売払い。	民間事業者に売払いをする棟の土地について、分筆のうえ、売払い。	用途廃止のうえ、貸付け。	_____
留意点	_____	民間委譲の対象となる事務・事業に供されている行政財産について、民間委譲時に円滑に当該行政財産の用途廃止が行われるよう、あらかじめ、別棟に集約させる。	_____	_____